

返戻金制度について

返戻金について	
当社の職業紹介により入社した求職者について、自己都合を理由に退職された場合 当社は求人者から支払いを受けた報酬を以下の割合で変換するものとする。	
	記
・1か月以内に退職した場合	紹介料の全額返金
・3か月以内に退職した場合	紹介料の50%の返金

許可番号	27-ユ-304913
事業所の名称及び所在地	株式会社 ジョブチェンジ 大阪市西区新町1丁目6番23号11階